

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」（以下「サイト」という。）への広告掲載告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サイトへの広告掲載は、企業等との協働により、サイト運営のための財源を確保するとともに、サイトのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」

一般社団法人埼玉県物産観光協会が管理するポータルサイトで、<https://chocotabi-saitama.jp> で始まるものをいう。

(2) 広告

サイト内に表示される文字又は画像の情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するものをいう。

(広告の種類)

第4条 サイト内に掲載する広告の種類は、原則として次のとおりとする。

バナー広告 広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第5条 広告を掲載する位置、枠数及び規格は、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告募集要項で定めるものとする。

(広告の範囲)

第6条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) 観光・物産のPRとして適当でないと協会が判断したもの
- (9) その他、掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の禁止表現)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 協会の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 観光・物産のPRの表現として適当でないと協会が判断したもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと協会が判断したもの

(広告の掲載期間)

第8条 バナー広告を掲載する期間は、1か月単位を基本とし、連続する掲載期間は、1年度につき最長12月とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、協会が別に定める。

（広告主の募集）

第9条 広告主の募集は、サイトで公募するものとする。

2 協会は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告掲載希望者は、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載申込書（様式第1号）により、協会が指定する期間内に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第11条 協会は、広告掲載申込書の提出を受けた場合は、第6条及び第7条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

2 協会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載決定通知書（様式第2号）又は埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載非決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者へ通知する。

3 協会は、第5条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、次の各号の申込者の順位により広告掲載を決定するものとする。

（1）協会会員

（2）企業のうち公共性が高く、かつ県内に事業所等を有するもの

（3）前号の規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても、広告掲載の申し込みが第5条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿を協会が指定する期日までに、協会に提出するものとする。

（広告掲載料）

第13条 広告の掲載料については協会が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を協会が指定する期日までに、協会に納付するものとする。

（広告内容等の変更）

第14条 協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が第6条及び第7条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容等の変更を希望する場合は、第12条の規定を準用し、当該広告の内容を変更することができる。

（広告掲載の取消し）

第15条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が第6条又は第7条の規定に反すると判断したとき
 - (5) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと協会が判断したとき
- 2 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、協会は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、協会は納付済みの広告掲載料の返還を行わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。ただし、返還金額には利息を付さない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、協会がサイトの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の返還を行わないものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年1月1日から施行する。

附 則

本要綱改正後の規定は、令和7年2月17日から適用する。

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告募集要項

募集内容	<p>埼玉県の物産・観光を応援する企業として、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」内にバナーを掲載する。</p>
広告の掲載位置	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」のトップページ他、各ページ下に掲載します。 ・トップページ及び各ページ内でのバナーの配置場所については指定できません。
広告の規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ : <ul style="list-style-type: none"> <トップページ下（バナーサイズ大）> 縦 129 ピクセル、横 344 ピクセル <その他のページ下（バナーサイズ小）> 縦 84 ピクセル、横 224 ピクセル ・データ形式：GIF（アニメーションは不可）、PNG、JPEG ※スマホサイトで表示する際に縮小をかけるため GIF と PNG 推奨 ・データ容量：100KB 以下 ・枠数 : 10 枠
広告掲載料	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページ下（バナーサイズ大） <ul style="list-style-type: none"> 会員 10,000 円／月、非会員 20,000 円／月 ・その他のページ下（バナーサイズ小） <ul style="list-style-type: none"> 会員 5,000 円／月、非会員 10,000 円／月
募集期間	<p>随時</p>
お申し込み、お問い合わせ	<p>電子メールにて受け付けています。</p> <p>お申込みの際は広告掲載申込書（様式第1号）をご利用ください。</p> <p><問い合わせ・申込先></p> <p>一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課</p> <p>〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 5 階</p> <p>TEL : 048-647-0500 E-mail : saitamadmo@saitamadmo.org</p>

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載申込書

令和 年 月 日

（一社）埼玉県物産観光協会会長 様

住所（所在地）
法人名（名称）
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先（TEL）
（FAX）
（Eメール）

（一社）埼玉県物産観光協会の埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」にバナー広告を掲載したいので、下記の通り申し込みます。

なお、申し込みにあたっては『埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載要綱』を遵守します。

記

1 リンク先ホームページの名称及びURL

- （1）名称
- （2）URL

2 掲載希望の内容

- （1）掲載希望位置（該当するものに○を付けてください。）
トップページ下（バナーサイズ大） ・ その他のページ下（バナーサイズ小）
- （2）掲載希望期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月（ ヶ月）

3 連絡先

- （1）ご担当者職・氏名：
- （2）電話：
- （3）FAX：
- （4）電子メール：

4 添付書類

- （1）広告バナー案
- （2）会社概要等 ※観光物産協会会員は提出不要です。

様式第2号（第11条関係）

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

（広告掲載希望者）様

（一社）埼玉県物産観光協会会長

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告掲載については、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載要綱第11条の規定に基づき審査したところ、下記のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

記

- 1 広告の種類 バナー広告
- 2 広告掲載位置
- 3 広告掲載期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 広告の内容
- 5 広告掲載枠数
- 6 広告掲載料 円
- 7 その他

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日

（広告掲載希望者）様

（一社）埼玉県物産観光協会会長

令和 年 月 日付けで申込みいただきました広告掲載については、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」広告掲載要綱第11条の規定に基づき審査したところ、下記の理由により掲載できませんので通知します。

記

- 1 広告の種類 バナー広告
- 2 広告掲載位置
- 3 広告掲載期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 広告の内容
- 5 広告掲載枠数
- 6 非掲載の理由
- 7 その他